

## 審査申出書の記載上の注意事項

- 1 本書は、正・副・審査申出人控の3通を提出してください。  
各記入欄に記入しきれない場合は、別紙を用いてください。  
なお、本書の記入内容に不備があるときには、補正を求めることがありますので、十分留意してください。
- 2 審査申出書は、「土地」・「家屋」・「償却資産」の別にそれぞれ提出してください。
- 3 審査申出書は、必要事項を記入し、固定資産評価審査委員会に提出してください。郵送も可能です。(ファックス・メールなど上記以外の方法での提出はできません)
- 4 審査申出書は必ず期間内に提出してください。  
審査の申出期間は、固定資産課税台帳に価格等が登録された旨の公示があった日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間もしくは価格の決定または修正の通知を受けた日から3か月以内です。なお、郵送の場合は消印日が期間内であれば有効です。
- 5 審査申出書の頭書部分に、審査申出の年度、審査申出年月日を記入してください。
- 6 審査申出人が法人である場合は、『審査申出人』欄に名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名を記入してください。連絡先として、担当者等の所属・氏名・電話番号を最下段に記入してください。
- 7 『審査申出人』欄の『通知書番号』は納税通知書の番号を必ず記入してください。
- 8 下記の審査申出人については、それぞれ資格を証明する書類が必要です。

審査申出人の類型等	資格を証明する書面の例
法人である場合	登記事項証明書※等代表者の資格を証明する書面
法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合	その規約、会則、定款、寄附行為等代表者又は管理人の定めがあることを証明する書面及び代表者又は管理人の資格を証明する書面
総代が選任されている場合	総代の資格を証明する書面
代理人によって審査申出をする場合	委任による代理人の場合 委任状 支配人・協同組合等の参事等の場合 登記事項証明書※等

※全部事項証明書（審査申出提出の3か月以内の日付のもの）

- 9 土地、家屋について複数の固定資産の審査の申出をする場合は、申出をする固定資産の土地1筆、家屋1棟ごと（家屋番号ごと）に申出書を提出してください。ただし、土

地については数筆の土地がひとかたまりで同一使用状況（例えば数筆の上に家屋がある場合）にあり 1 画地として地積m<sup>2</sup>あたり同一価格で価格決定されているような場合は、その数筆の土地で 1 申請してください。

- 10 『課税台帳登録事項』の欄は、課税明細書等を参考に記入してください。  
『所在・地番』欄は住居表示ではなく、地番表示を記入してください。
- 11 『審査申出人要求額』欄については審査申出人が妥当と考える価格を記入してください。（記入しなくてもかまいません）。
- 12 『審査申出の趣旨』欄には、審査委員会に求める結論を簡明に記入してください。
- 13 『審査申出の理由』欄には、申出人の具体的な主張やその根拠をできるだけくわしく明確に記入してください。資料等があればあわせて提出してください。
- 14 審査は書面によることを原則としていますが、審査申出人は審査委員に対して審査申出書の補足説明その他審査申出に関する意見を口頭で述べることができます。『口頭による意見陳述の希望』欄の、有り・無しのいずれかを○印で囲んでください。  
法人が意見陳述を希望される場合は、代表者から意見陳述をされる方への委任状が必要です。
- 15 土地、家屋の審査の申出の場合は、位置図（審査の申出をする土地、家屋の所在がわかる程度の簡略な図で可）を添付してください。
- 16 『添付書類』欄の『その他』には申出書以外に提出した資格を証する書類の名称（委任状等）や参考資料等の名称を記入してください。
- 17 審査申出書（添付書類を含む。）の提出後、審査の決定までの間にその記載事項に異動を生じた場合は、ただちにその異動事項を文書で届け出してください。

**【注意】** 審査の申出をされた場合であっても、固定資産税に係る徴収金（固定資産税、延滞金など）の徴収は停止されませんので、固定資産税・都市計画税は必ず納期までに納めてください。審査委員会の認容の決定により価格が修正されて税額が変更された場合は、後日に精算されます。

お問合せ先・審査申出書提出先

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1-1  
伊丹市固定資産評価審査委員会（伊丹市役所5階）  
電話 072-784-8094